

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

「経営理念」と「事業精神」のもと、公正な事業活動を通して社会に貢献していくことを不変の基本方針とし、社会の信頼と共感を得るための原則として「企業行動憲章」を制定しております。

これらの共通認識のもと、経営の健全性を確保する意思決定や業務執行における適法性・妥当性・効率性を確保する体制を確立し、これらを監視・是正していくシステムをさらに強化し、企業価値の向上に努めてまいります。

社会における企業活動の使命を認識し、地球環境保全と事業活動における環境負荷の低減に向け継続した取組を行う等、社会の持続可能な発展に貢献してまいります。

【経営理念】

テクノアソシエグループはエンジニアリング・カンパニーとして

1. 「お客様第一」を旨とし、お客様のご要望に応えるサービスを提供できるようベストを尽くします。
…常に地域と現場に密着し「環境」と「安全」に配慮した製品・品質をお届けします。
2. お客様、仕入先様、従業員の満足度向上に努め、株主価値の拡大を図ります。
3. 社会的責任と高い企業倫理を堅持し、グローバル化を進め、企業の持続的成長を目指します。
4. 生き生きとした企業風土を育み、より良い社会、環境作りに貢献します。
…自己実現を可能にし、皆様から信頼される企業を目指します。

【事業精神】

「心と心の絆」

独創的な提案をし続ける 創造の心
お客様のお役に立つ 奉仕の心
支えて頂いている皆様への 感謝の心

【企業行動憲章】

1. 優れた製品・サービスの提供
社会的に有用かつ安全で品質、コスト等あらゆる面でお客様に満足して頂ける優れた製品・サービスを提供します。
2. オリジナリティのある新事業・新製品の開発
テクノロジーを熟知して、お客様のニーズを把握し独創性を提案し、オリジナリティがあり、かつ収益力に優れた新事業・新製品の開発に努めます。
3. グローバルな事業展開とグループ全体の成長・発展
常にグローバルな視野で事業を行い、国内外のネットワークを活かしてグループ全体の絶えざる成長・発展を図ります。
4. 地球環境への配慮
地球環境保全について自主的、積極的に行動し、持続可能な社会の発展に貢献します。
5. 法令の遵守
国内外の法令、規則を厳守し、正々堂々と行動します。
6. 公正・適正な企業活動
公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行います。
7. 社会の一員としての自覚ある行動
より良い社会の実現に向けて、社会の一員としての自覚をもって行動するとともに、広く社会に貢献します。
社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。
8. 国際社会との協調
それぞれの国・地域の文化・慣習を尊重し、経済・社会の発展に貢献します。
9. 働きやすい職場環境の構築と人材の育成
人権を守り、安全第一を基本に健康で活力のある職場環境を構築します。
従業員の人格と個性を尊重し、自己実現に資するキャリア形成や能力開発を支援します。
10. 適切な情報開示とコミュニケーションの促進
株主はもとより、各ステークホルダーに対して企業情報を適切に開示します。
広報、広聴活動等を通じて、社会とのコミュニケーションの促進に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

原則4-1 【取締役会の役割・責務(1)】

当社は最高経営責任者(CEO)に関する具体的な後継者計画は策定しておりません。CEO後継者は当社企業価値向上のために最適な人材であることを前提に親会社との事前協議を行いますが、当社の指名諮問委員会がその適格性について審議し取締役会へ答申します。

なお、将来経営を担っていく経営陣幹部を養成するために、様々な実践的研修を実施しており、取締役も深く関与しております。これらの研修を通じて、中長期的な視点で経営陣幹部を育成していきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-4【政策保有株式】

当社は、取引関係を強化する目的で、政策保有株式として取引先の株式を保有しますが、その数は必要最小限にとどめます。
保有株式については、年1回全銘柄を個別に検証しております。保有目的に合致しているか、経済合理性や将来の見通しは良好であるか等の検証結果を経営会議に報告し、保有継続または売却等を判断することとしております。
また、保有株式の議決権については、当社の企業価値向上に資することを前提として、保有先の経営状況等を勘案し、議案ごとに判断し適切に行使します。

原則1-7【関連当事者間の取引】

会社と取締役の間で取引を行う場合は、事前に取締役会にて承認が必要となります。また、当該取引を実施した場合には、その内容を取締役に報告しており、取締役会の監督等にて、会社・株主の利益が害されていないかチェック・監視しております。
また、親会社グループとの取引を行う場合は、一般市場取引と同等の条件で行うことはもとより、状況に応じて独立社外取締役に確認するなど公正かつ公平な手続きにより、少数株主に不利益を与えることのないよう適切に対応しております。

原則2-6【企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成だけでなく、当社の財政状態に影響を与える場合もあることを踏まえ、企業年金担当部門が運用機関に対するモニタリング等の適切な活動を実施できるよう、必要な経験や資質を備えた人材を配置するとともに、その育成に努めております。

委託運用機関から定期的に運用状況の報告を受け、必要に応じ運用機関の意見も取り入れながら、運用の見直しなどを行っております。

原則3-1【情報開示の充実】

(1) 事業精神・経営理念等

当社は「経営理念」「事業精神」を制定しているほか中長期経営ビジョン(Vision2020)を当社HPに掲載しております。当社を取り巻く市場環境の変化や住友電気工業株式会社との連結子会社化などによるシナジー効果を織り込んだ新たな中長期経営計画につきましては2020年5月開示予定でありましたが、市場の先行きが不透明であることから現時点では開示することが困難であり、当社としましてはできる限り早い段階で公表できるよう取り組んでおります。

当社HP URL

経営理念、事業精神：<http://www.technoassocie.co.jp/company/philosophy.html>

中長期経営ビジョン(Vision2020)：<http://www.technoassocie.co.jp/ir/vision.html>

(2) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、コーポレートガバナンス報告書、当社HPおよび有価証券報告書にも掲載しておりますので、ご参照ください。

当社HP URL

コーポレート・ガバナンス：<http://www.technoassocie.co.jp/ir/governance.html>

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、コーポレートガバナンス報告書の 1.【取締役報酬関係】に掲載しておりますので、ご参照ください。

(4) 取締役会が取締役・監査役候補の指名・解任を行うに当たっての方針と手続

人格、経験・知識、業績、専門性等を総合的に判断して、社内外の取締役・監査役候補者の指名を行っております。取締役候補者は指名諮問委員会による答申を得ており、監査役候補者については、指名前に監査役会へ確認のうえ同意を得るものとしています。

なお、取締役が重大な法令違反等を行った場合は、解職について取締役会にて慎重に審議し決定するとともに、解任に向けた手続きを開始します。

(5) 取締役・監査役候補の選解任・指名についての説明

株主総会招集通知において、取締役・監査役の選任議案上程の際に、個々の選任・指名理由を開示しております。

原則4-1【取締役会の役割・責務(1)】

取締役会規則において、取締役会で決議すべき事項を定めております。その内容については経営会議を経て、取締役会に付議され決議しております。同時に、取締役会に報告すべき事項についても定めており、それ以外については業務執行に委ねております。それらの決議・報告を通じて、業務執行の監督を行い、経営の適法性・効率性・透明性を確保しております。

原則4-9【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の独立性判断基準及び資質は、コーポレートガバナンス報告書の 1.【独立役員関係】に掲載しておりますので、ご参照ください。

原則4-11【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会の多様性を積極的に確保すべく、その構成メンバーとして、経営、生産、技術開発、海外事業、人事、総務、法務、経理、財務、企画、営業等の様々な知識・経験、経歴を持つ候補者をバランスよく組み合わせしております。また規模については、定款上の12名以内という枠組みで妥当であると考えます。

取締役会メンバーの多様性にも配慮し、今後の持続的な成長に向けて、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮できる適切な人材を配置しております。

原則4-11【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現在の社外取締役・監査役は、適正な範囲内の兼職状況であると判断しております。

なお、社内外の取締役・監査役の兼任状況については、株主総会招集通知および有価証券報告書において毎年開示しておりますので、ご参照ください。

原則4-11【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会の実効性の分析・評価を行うにあたり、取締役・監査役に対し、取締役会に対する自己評価を含めた匿名のアンケートを毎年実施しております。

全体として取締役会の実効性は確保されているとの評価を得ておりますが、今後とも取締役会の抱える問題点を把握し、さらなる機能向上のために改善を進めてまいります。

原則4 - 14 【取締役・監査役のトレーニング】

取締役・監査役に対し、その役割・責務に関する研修、コンプライアンス研修等、毎年、外部講師を招いて役員研修を実施しております。
また、社外取締役・社外監査役には、当社および当社グループの理解を深めるために、取締役会後に各部門の責任者による取り組み報告を実施しております。

原則5 - 1 【株主との建設的な対話に関する方針】

株主からの対話の申し込みに経営企画室(所管役員)が窓口となって対応しております。対話において把握した株主の意見・懸念は、経営陣幹部や取締役会にフィードバックし、経営に反映させています。IR関連情報についても、当社グループの事業活動状況等の企業情報を適時、適切かつ公平に情報開示することを定めたディスクロージャーポリシーにもとづき、HP等を利用した積極的な開示を進めております。なお、インサイダー情報の管理については、「株式等の内部者取引に関する規程」に基づき、適正な情報管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友電気工業株式会社	9,494,226	50.91
テクノアソシエ共栄会	1,632,144	8.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	550,600	2.95
テクノアソシエ従業員持株会	395,042	2.12
株式会社三井住友銀行	272,860	1.46
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	250,500	1.34
日本生命保険相互会社	231,900	1.24
興津螺旋株式会社	210,000	1.13
株式会社名古屋銀行	203,600	1.09
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	172,500	0.92

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	住友電気工業株式会社(上場:東京、名古屋、福岡)(コード)5802

補足説明更新

当社の親会社は住友電気工業株式会社であります。同社は間接保有を含め当社発行済株式の50.92%(直接保有50.91%)を保有し、当社の議決権の50.94%(直接所有50.94%)を所有しております。当社は同社の企業グループの中のエレクトロニクス関連事業に属しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針更新

取締役会では、親会社および同グループ会社との取引等に関する案件を審議・決議するにあたって、その取引等の必要性和金額の妥当性を十分に確認するとともに、利益相反の観点から問題のおそれはないか等、独立社外取締役の意見も確認しております。さらに、親会社および同グループ会社との取引状況については定期的に報告を受けることとし、取締役会における監視・監督の充実を図っておりますので、親会社およびグループ会社との取引が当社や当社の少数株主の利益を害することはないと判断しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

親会社である住友電気工業株式会社は間接所有を含め当社の議決権の50.94%を所有しており、当社の経営判断に影響を及ぼすことができる立場にあります。

当社は親会社からはグループの一員として包括的に経営管理面での指導を受けておりますが、事業活動を行う上で承認事項等に関する制約はなく、当社が独自に意思決定を行っております。

当社は、親会社のグループ経営方針を念頭に、上場会社としての経営の自主性を維持しつつ持続的な発展と企業価値の向上を図ることを基本方針としており、独立社外取締役を3分の1以上とするほか、取締役会の諮問機関として独立社外取締役が委員長を務め委員の過半数を社外役員で構成する指名と報酬の諮問委員会を設置する等、当社にとって最適な経営判断が行われるよう実効的なガバナンス体制の構築に努めております。

このような体制のもと、当社がこれまで積み上げてきた知見やサプライヤーネットワーク等の優位性を活かし、親会社とも市場や技術等の情報共有を通じ、最大限のシナジーを創出してまいります。

〔親会社におけるグループ経営に関する考え方〕

親会社と上場子会社のそれぞれが持続的成長と企業価値向上を図っていく上で、各上場子会社が経営の独立性を確保していくことが重要であると認識し、その前提のもと、親会社は、上場子会社が独立した意思決定を担保するための実効的なガバナンス体制を構築することを重視するとともに、親会社と上場子会社との間の取引が適切な条件のもと行われるようにする等、上場子会社の少数株主の利益を害することのないようにしている。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
津田 多聞	公認会計士													
清水 扶美	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津田 多聞		津田公認会計士事務所 代表 公認会計士 タツタ電線株式会社 社外取締役(監査等委員) 新田ゼラチン株式会社 社外監査役 ダイハツディーゼル株式会社 社外取締役	親会社や兄弟会社、主要な取引先の出身者等でなく、公認会計士として企業会計に関する専門的知識と豊富な経験を有していることから、一般株主との利益相反のおそれのない高い独立性のある方であると判断し、当社の独立役員に指定いたしました。

清水 扶美	田辺総合法律事務所 パートナー 弁護士	親会社や兄弟会社、主要な取引先の出身者等ではなく、弁護士として企業法務に関する高度な専門的知識と豊富な専門知識・経験を有しているほか、企業で勤務された経験を当社の経営体制の強化に活かしていただけることから、一般株主との利益相反のおそれのない高い独立性のある方であると判断し、当社の独立役員に指定いたしました。
-------	---------------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	0	1	2	0	2	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	1	2	0	2	社外取締役

補足説明

委員構成において「その他」に該当する委員は、社外監査役です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、適法かつ適正な経営を確保するために監査役監査、内部監査、会計監査人の監査を受けております。監査役は、内部監査部門である監査部、内部統制管理部門である営業企画部業務統括部、経理部グローバル管理グループ及び会計監査人からの内部監査・内部統制・会計監査に関する実施計画、進捗状況、実施結果等を、監査役会等を通じて定期的に共有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高坂 敬三	弁護士													
吉井 英雄	公認会計士													
柳田 伸也	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高坂 敬三		色川法律事務所 代表 弁護士 東洋アルミニウム株式会社 社外監査役 住友ゴム工業株式会社 社外取締役 積水化成工業株式会社 社外監査役	親会社や兄弟会社、主要な取引先の出身者等でなく、弁護士として企業法務に精通し、企業経営の統治に関し豊富な専門知識・経験を有していることから、一般株主との利益相反のおそれのない高い独立性のある方であると判断し、当社の独立役員に指定いたしました。
吉井 英雄		公認会計士吉井英雄事務所 代表 公認会計士	親会社や兄弟会社、主要な取引先の出身者等でなく、公認会計士として企業会計に精通し、専門的知識と豊富な経験を有していることから、一般株主との利益相反のおそれのない高い独立性のある方であると判断し、当社の独立役員に指定いたしました。
柳田 伸也		電線工業経営者連盟	上場会社において、人事、総務、監査役室の業務に携わり、コーポレートガバナンスに精通しているほか、業界団体において人事、労務問題を長年取り扱っていることから、当社の社外役員に選任しました。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 4名

その他独立役員に関する事項

当社経営陣との間で利害関係を有しておらず、また一般株主、投資家の利益と相反しない社外役員を「独立性」がある者としておりますが、当社独自に典型的除外対象者を設けることにより形式的に判断するといったことは行っており、法令上の要件に加え、各種ガイドライン、当該社外役員の人格、識見、専門能力、経歴等の諸般の事情を総合的に勘案して実質的に「独立性」の有無を判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 その他

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬はあらかじめ株主総会で決定された報酬の範囲内において取締役会で決定することとし、基本報酬部分と税引き後利益を業績指標としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

役員報酬の内容(2019年4月1日～2020年3月31日)は、以下のとおりです。
 取締役 6名(社外取締役を除く)149百万円
 監査役 3名(社外監査役を除く) 38百万円
 社外役員 7名24百万円

取締役宮田康弘氏は2019年9月27日をもって社外取締役から取締役へ属性が変更したため支給額につきましては、社外取締役在任期間は社外取締役に含めております。また、社外取締役の員数に含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬はあらかじめ株主総会で決定された報酬の範囲内において、取締役報酬については取締役会で、監査役報酬については監査役の協議により、それぞれ決定することとしています。取締役報酬については前年の会社業績および個人業績を反映させた報酬体系としておりますが、監査役報酬については企業業績に左右されず取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立の立場を考慮し、固定報酬である月次報酬のみとしております。

なお、取締役の報酬体系及び報酬額の審議を行う報酬諮問委員会による答申に基づき、取締役会にて取締役報酬を決定しております。取締役報酬については世間水準との比較を行い、基本報酬部分と税引き後利益を業績指標と構成としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役や社外監査役への適確な情報提供や連絡・調整は、人事総務部と監査役室がその任に当たっています。そのほか、常勤監査役、社外監査役、社外取締役で情報交換の場を設けるなど、情報提供の工夫を図っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
新宮 壽人	顧問	現経営陣への助言等	常勤(報酬あり)	2018/06/15	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社では、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しており、重要な事業計画、営業方針に関する事項をはじめ、事業再編などの業務執行について審議・決定しております。当社の経営・業務執行の意思決定におきましては、取締役会での議案審議に先立って開催される経営執行役員会に取締役・執行役員と監査役が出席しておりますので、議案が十分に審議されるとともに、意思決定プロセスにおける透明性、適法性等の監視機能も果たしております。なお、当社は業務執行の迅速化と意思決定、監督、業務執行のそれぞれの機能強化を図るため、2013年6月より執行役員制度を導入しております。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長のもと、執行役員、各部門長が迅速に遂行しておりますが、併せて組織の効率運営と内部牽制機能を確立するため、社内規程においてそれぞれの組織権限や実行責任者の明確化、適切な業務手続きを定めております。また、取締役会とは毎月、経理部を所管する取締役から月次の売上・利益、財務状況等の報告を受けるほか、各取締役から所管部門の事業の状況につき報告を受け、経営目標の達成度および業務執行の進捗について監督を行っております。

さらにコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、2名の独立社外取締役を選任しており、多角的な視点から経営を行っております。また、当社では指名と報酬に関する諮問委員会を設置し、経営陣幹部の指名と報酬に関して透明性と客観性を確保し説明責任を果たせる仕組みを構築しております。両諮問委員会とも、委員長を独立社外取締役が務めるほか委員の過半数が社外役員で構成されるよう設計し、社外役員から適切な助言が得られる体制としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営に対する監視を外部から客観的・中立的に行う機能がコーポレート・ガバナンスにおいて重要であると考えており、取締役の職務執行を細かく監視できる監査役会設置会社を採用しております。監査役は、2名の社内監査役に加え、3名の社外監査役を選任しており、社外監査役による監査を通してより客観的な見地から経営監視を行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2020年6月18日開催
電磁的方法による議決権の行使	2007年6月開催の株主総会より議決権行使の電子化を実施しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版を準備しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャーポリシー」を策定し、当社WEBサイトにおいて公開しております。	
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算短信(期末、中間、四半期)、報告書(期末、中間)、適時開示資料、招集通知、有価証券報告書	
IRに関する部署(担当者)の設置	人事総務部 専務取締役 伊藤准、人事総務部担当部長 渡辺俊裕	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」、「事業精神」、「企業行動憲章」において、各ステークホルダーに対する当社のあるべき姿を明示しており、研修等を通じてグループ各社を含め、その共有化に努めております。また、企業行動憲章に基づき制定した「テクノアソシエグループ ディスクロージャーポリシー」に則り、適時・適切・公平な情報開示を行っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「CSR報告書」を発行し、当社WEBサイトにおいて公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	社会の信頼と共感を得るための原則である「企業行動憲章」に、「適切な情報開示とコミュニケーションの促進」を明示し、研修等を通じてグループ各社を含め、その共有化、遵守に努めております。また、企業行動憲章に基づき制定した「テクノアソシエグループ ディスクロージャーポリシー」に則り、適時・適切・公平な情報開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社における、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項および第3項の株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備(内部統制システムの構築に関する基本方針)は、下記の通りです。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の経営理念、事業精神、企業行動憲章の浸透に努めるほか、法令等の遵守は経営の最大の重要課題と認識しコンプライアンス・マニュアルを制定しその普及と浸透を図る。社長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会がコンプライアンスを統轄し、グループ横断的なコンプライアンスリスクの把握、分析および評価を実施するとともに、全社員に対しては、社内研修やeラーニング等を通じその周知徹底を行う。また、万一コンプライアンスに抵触する事態が発生した場合には、所管部門の取締役からその内容・対処案を取締役会および監査役会に報告する。

さらに、取締役および使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社およびグループ会社に通報・相談窓口の設定を行い、適切な情報の把握・必要な対策等が取れるようにする。また、「内部通報制度規程」に規定しているとおり、当該通報・相談を行った者に対して、いかなる不利益な取扱いも行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会の議事録を作成し保存するとともに、社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い、起案決裁書等、取締役の職務の執行および決裁に係る情報について記録し、適切に管理するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ横断的なリスクについては、社長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会が中心となって、基本方針の制定やリスクを適切に管理する体制や対策を整える。

これらの活動は、リスク管理・コンプライアンス委員会および各種委員会が、それぞれ定めるマニュアルやポリシーに従い、コンプライアンス・情報セキュリティ・自然災害等の危機管理について統括する。

監査役、監査部は、当社およびグループ会社のリスク管理状況のモニタリングを行う。

また、重大なリスクが顕在化し緊急の対応が必要な場合には、社長が対策本部の設置等を指示し、損失・被害を最小限にとどめる体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的且つ適正に行われるよう、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」「決裁権限規程」において担当部門、職務権限および各組織の所管業務を定める。

定例の取締役会において、「取締役会規則」により定められた事項の決定や報告、並びに業務執行状況の確認を行うとともに、取締役会の機能充足と経営の効率化を図るため、社長を含む取締役、監査役、執行役員が出席する経営執行役員会を適時開催する等、機動的な意思決定が行える体制を整える。

経営計画のマネジメントについては、中長期経営ビジョン、毎年策定されるトップ方針と年度計画をベースに、各業務執行ラインにおいて目標達成のための活動を行う。また、経営目標の進捗トレースについては定期的な業績報告会を通じて行う。

5. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に関する内部統制委員会を設置し、推進部門として 営業企画部 業務統括部および 経理部 グローバル管理グループを設け、これらの方針・指導・支援のもと、各部門・子会社において、金融商品取引法および金融庁が定める評価・監査の基準並びに実施基準に沿った、統制システムの構築および適切な運用を進める。また、監査部に内部統制グループを設け、財務報告の適正性を確保するための体制の一層の強化を図る。

内部統制委員会は、監査部 内部統制グループの監査報告に基づき事業年度毎にグループ全体の内部統制システムの有効性の評価を行い、その結果をもとに金融庁に提出する内部統制報告書を取りまとめ、取締役会の承認を得るものとする。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため「企業行動憲章」を制定し、事業運営上、尊重・遵守していきべき事項について社内研修・教育等を行い共有化に努める。

「決裁権限規程」等の関連規程に基づき、当社取締役会、経営執行役員会で報告・付議すべき決定事項・発生事実やリスク管理、コンプライアンス等に関する事項について、グループ会社を所管する部門を通じて報告や当社の事前承認等を義務付ける。また、当該所管部門がグループ会社と協力、協議、情報交換等を行うことを通じて、グループ会社における経営の効率化を図る。

業績評価およびリスク情報の有無を監査するため、経理部および監査部で、グループ会社に定期的往査を実施する。監査部は、監査において発見された事項について監査報告を行い、特に損失の危険やコンプライアンス等に関する重要事項については、取締役会に報告するとともに改善施策等について指導監督する。

業務の法令・定款等への適合性、コンプライアンス等に関しては、当社およびグループ会社の各部門の長が部門内の指導・管理を行い、その実態をリスク管理・コンプライアンス委員会に報告する。顕在化した事案に関してはリスク管理・コンプライアンス委員会が対策等を指示する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき部門として監査役室をおき、兼務の使用人を配置するものとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役室の使用人の人事異動、人事評価に際しては、あらかじめ監査役会に相談し意見をもとめるものとする。また、当該使用人は、監査役の指揮命令に従い職務を行うものとする。

9. 当社および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、重要な各種会議に出席し、必要に応じて取締役および使用人等にその説明を求めることとする。

当社およびグループ会社において、取締役および使用人等は、以下に定める事項について速やかに監査役に対し報告する体制とする。

会社の業績や信用に大きな影響を与えるもの、またはそのおそれのあるもの

法令、定款、諸規程および倫理規程に反する事項

その他監査役会が報告すべきものと定めた事項

10. 監査役へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社およびグループ会社の取締役および使用人等に対し、不利な取扱いを行わない。その旨を「内部通報制度規程」に規定する。

11. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が取締役および使用人からヒアリングを行う機会を適宜確保するとともに、代表取締役と監査役との定期的な情報交換会を開催する。また、監査役が職務の執行について生ずる費用等を支弁するため必要な予算を毎年度設定し、監査役がその職務の執行に関連して弁護士・公認会計士等の外部専門家を活用し、その費用の支払いを求めた場合、当社は当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、その費用を負担する。

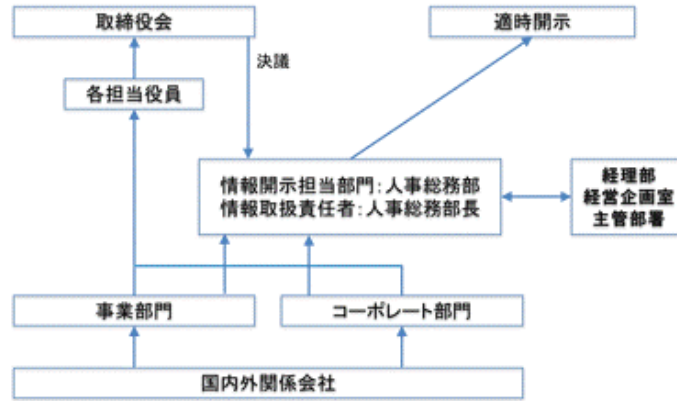
2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動憲章において明記している通り、社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決することを基本方針としております。

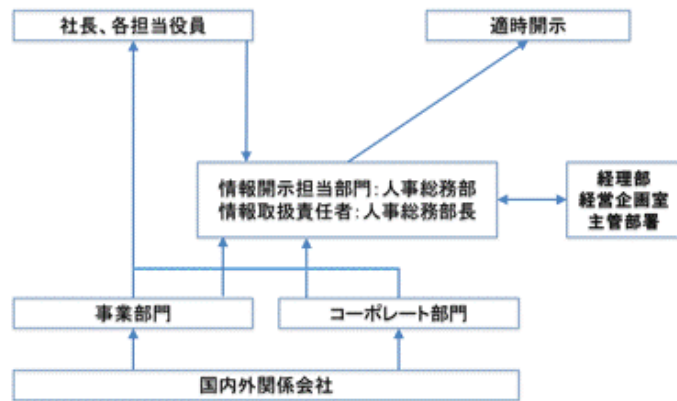
また、人事総務部が関係行政機関等からの情報の収集に努め、社内関連部門と連携して反社会的勢力排除の体制を構築するとともに、反社会的勢力排除に関する事項を「コンプライアンス・マニュアル」に規定し、社内研修を実施する等、従業員に周知徹底しております。

【 適時開示体制 模式図 】

決定事実



発生事実



決算情報

